



報道関係各位	発信年月日	令和3年12月17日		
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
福祉部健康増進課	尾山 貴子	課長補佐 大海 弘美	(0836) 71-1814	
件名	新型コロナウイルスワクチンの二次元コード付接種証明書（電子版）の発行操作支援及び紙の証明書発行の窓口を開設します。			
内 容				
12月20日からスマートフォンを活用した新型コロナウイルスワクチンの電子版接種証明書の発行が開始されることに伴い、スマートフォンの操作支援及び紙の証明書発行を行うため、臨時的窓口を開設しますのでお知らせします。				
記				
1 窓口での取扱業務				
(1) スマートフォンを利用した電子版証明書の発行操作支援（ご自身での操作が難しい方を想定）				
(2) 紙の証明書の発行（主に海外渡航用で電子版証明書の利用が困難な方）				
2 窓口開設場所				
・ 保健センター（厚狭地区複合施設）				
・ 市役所本館1階ロビー（総合案内前）				
3 開設期間				
12月20日（月）～令和4年1月19日（水）				
8：30～16：30（土・日曜日、祝日を除く）				
（令和4年1月20日（木）以降は保健センターで受け付けます。）				
4 ご持参いただくもの				
(1) 電子版証明書の場合				
・ マイナンバーカードの読み取りに対応するスマートフォン				
・ マイナンバーカード+4桁の暗証番号（券面事項入力補助用）				
・ （海外渡航用の場合）旅券（パスポート）				
(2) 紙の証明書の場合				
・ 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの本人確認書類				
・ 接種券などの接種券番号が確認できる書類、接種記録書				
・ （海外渡航用の場合）旅券（パスポート）				

5 費用 無料（スマートフォンの通信料を除く。）

6 注意事項

操作の支援は行いますが、個人情報扱うため基本的にスマートフォンの操作はご本人に行っていただきます。証明書の取得操作を代行することはできませんので、ご注意ください。

また、スマートフォンの機種は大変数が多いため、デジタル庁からは対応機種一覧が示されていません。窓口にお越しいただいても対応できない場合があることをご了承ください。

7 証明書の制度について

電子版証明書の取得は任意です。お手元の接種済証（接種券の右側、ワクチンのロット番号シールが貼られたもの。）も引き続き接種事実の証明として有効です。また、国のワクチン・検査パッケージ制度では、紙の接種済証を携帯電話やスマートフォンで撮影し、画面に表示することや紙のコピーも有効とされています。

8 証明書アプリについて

アプリの対応機種は iOS 13.7 以降又は Android OS 8.0 以降で、マイナンバーカードの読み取り (NFC Type B) に対応したものとされています。

新型コロナワクチン接種証明書に関するアプリの情報（デジタル庁）

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinercert>

（アプリの公開は、令和3年12月20日からです。）

9 問い合わせ先

●アプリに関すること

デジタル庁ウェブサイト

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinercert>

●接種証明書の制度に関すること

厚生労働省 新型コロナウイルスワクチン コールセンター

☎ 0120-761-770（毎日 9:00～21:00）

●マイナンバーカードに関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178（平日 9:30～20:00、土日祝日 9:30～17:30）

●証明書の発行手続に関すること

健康増進課 ☎ 71-1814

FAX 発信者：山陽小野田市企画部シティセールス課

電話 (0836) 82-1148 FAX (0836) 83-9336